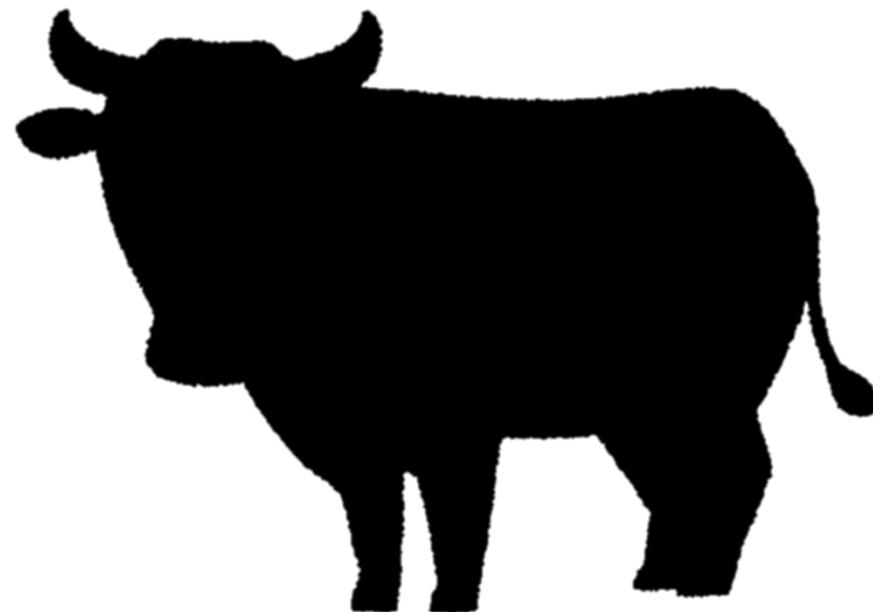


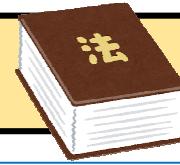
# 家畜改良増殖法の一部を改正する 法律(令和2年改正)について

R2.9



奈良県 畜産課 畜産振興係

# 令和2年度改正の理由



## (提案理由説明)

- ・和牛の評価が世界的にも高まっている中、その生産を促進する上で、家畜人工授精及び家畜受精卵移植が適切に実施されることが一層重要。
- ・平成30年に、和牛の精液及び受精卵が不正に国外に持ち出される事案が発生し、精液等の流通の適正化が強く求められている。
- ・こうした観点から、精液等の流通に関する規制を強化するほか、容器への表示、譲渡等に関する記録の義務付け等の規制を整備。

平成30年6月に発生した、中国への和牛精液・受精卵の不正輸出事案を契機に、  
和牛遺伝資源の流通管理の徹底や知的財産として保護すべきとの社会的要請が高まっています。



家畜改良増殖法の一部改正において、精液等の流通管理の規制等の見直しを実施

本法律は、第201回国会において、令和2年4月17日に成立され、  
4月24日に公布されました。

※ 知的財産としての保護については、新法として「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が制定されています。

# 家畜の改良増殖関係者の協力責務の明確化



## 第2条関係

種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師その他の関係者は、国及び都道府県が行う家畜の改良増殖の促進に必要な施策に協力しなければならない。

本条項は、家畜改良の関係者の責務を明確化するものであり、関係者が協力して、我が国の家畜改良増殖の促進を図ろうという努力規定です。このため、本条項の違反に対する罰則は設けられていません。

家畜人工授精師など家畜改良に関する者の責務を明確し、ステータスを向上させる観点から今回改正されています。

# 家畜人工授精用精液等の 保存場所に関する規律の明確化



## 第12条関係

家畜人工授精所等以外の場所で、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を保存してはならない。

本条項は、家畜人工授精所等（（独）家畜改良センターや都道府県が開設する施設（試験場や家保等）を含む。）以外の場所で精液の採取、若しくは処理等をしてはならないとするものですが、精液等の「保存」（精液を有効な状態で保存に適するようにする行為）について第2項を新設し、明確化しています。

※ 「保存」という行為自体は、凍結精液等の品質を維持し、適正な家畜人工授精等を実施するために必要な行為であるため、その実施場所は、  
引き続き家畜人工授精所や（独）家畜改良センター、家畜保健衛生所、国や都道府県が開設する畜産試験場で実施する行為とされています。

★自己所有の雌畜への使用を目的とした保管は認められています★

# 家畜人工授精所等を介さない 家畜人工授精用精液等の譲渡等の禁止



## 第14条関係

家畜人工授精所等において衛生的に保存されていることその他の農林水産省令で定める基準に適合しない家畜人工授精用精液等を譲渡等してはならない。

本条項は、精液等の譲渡・注入（譲渡等）の制限に関する規定です。

精液等の譲渡等については、その精液等の識別を明らかにすること、品質不良な精液の注入等を防ぐ観点から、封が施されていないもの、家畜人工授精用精液証明書が添付されていないもの、品質不良なものの譲渡等を禁じるものです。

従来から、第12条により、精液等の処理（保存を含む）は、家畜人工授精所等でなければ行うことができないこととされているため、譲渡等に用いられる精液等は、実質的に家畜人工授精所等で保存されており、そのため、家畜人工授精所等でなければ精液等の譲渡等は行うことができません。しかしながら、その旨、本条項（精液等の譲渡等の制限）で明確化されている訳ではないため、第3項を改正し、その旨が明確化されました。



## 家畜人工授精師の免許の欠格事由の厳格化

### 第17条関係、第19条関係

家畜人工授精師免許について、家畜改良増殖法や家畜伝染病予防法等の関係法規等に違反し、罰金以上に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者を絶対的欠格事由とする。

第17条は、家畜人工授精師免許を与えない事由に関する規定ですが、改正前は、家畜改良増殖法に違反した者や家畜伝染病予防法等の関連法規等に違反し、罰金以上に処せられた者には、免許を与えることができるという規定（相対的欠格事由）となっていました。  
絶対的な欠格事由はありませんでした。

今回の改正では、従来の相対的欠格事由に加え、家畜改良増殖法や家伝法などの関連法規等に違反し、処罰された者に対し、二年間は免許を与えないとする絶対的欠格事由が設けられます。

また、第19条は、家畜人工授精師免許の取消し及び業務の停止に関する規定です。これまで、第17条に準じて免許の取消し又は業務停止を命ずることができるとされていましたが、今回の改正により、第17条に準じ、免許を取り消さなければならぬこととなりました。

※ 家畜改良増殖法等に違反した者に対しては、罰金以上の刑に処せられなくても、相対的欠格事由として、免許を与えない、免許の取消し又は業務の停止を命ずることができます。



## 注意 家畜人工授精所の開設許可の欠格事由の厳格化

### 第25条関係、第26条関係

家畜人工授精所の開設許可の欠格事由について、厳格化するとともに、家畜人工授精所を廃止、休止、再開しようとする時の都道府県知事への届出の義務化等。

第25条における**家畜人工授精所の絶対的欠格事由**については、必要な設備や器具等を備えていない場合に加え、申請者が第17条に準ずる者である場合等も加えることとなりました。

また、相対的欠格事由についても、同様の事由を加えることとなりました。

さらに、第25条の2を新設し、家畜人工授精所の開設者は、家畜人工授精所の名称等を変更したときや、廃止、休止又は再開しようとするときは、その1月前までに、都道府県知事に届出することが義務化されました。

第26条は、開設許可の取消し及び使用の停止に関する規定ですが、第25条に準する者である場合も相対的欠格事由に追加することとなりました。

# (参考) 家畜人工授精師の欠格事由の整理



絶対的欠格事由 (免許を与えない)	相対的欠格事由 (免許を与えないことができる)
<p>① 家畜改良増殖法、家伝法、薬機法、獣醫師法、獣医療法、家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p>	<p>① 心身の障害により家畜人工授精師の業務が適正に行うことができない者 ② 麻薬・大麻の中毒者 ③ 絶対的欠格事由にある家畜改良増殖法以外の法令に違反し、罰金以上の刑に処せられた者 ④ 家畜改良増殖法又はその命令に違反した者</p>

- 都道府県知事は、家畜人工授精師が絶対的欠格事由に該当するに至ったとき又は、家畜人工授精師から申請があったときは、免許を取り消さなければならない。
- 都道府県知事は、家畜人工授精師が相対的欠格事由に該当するに至ったとき、又は家畜改良増殖法やその命令に基づく処分に違反したときは、免許を取消し又は業務の停止を命ずることができる。

# (参考) 家畜人工授精所の欠格事由の整理



絶対的欠格事由 (許可を与えない)	相対的欠格事由 (許可を与えないことができる)
<ul style="list-style-type: none"><li>① 申請に係る施設が、必要な構造、設備及び器具を備えていない場合</li><li>② 開設者が、家畜改良増殖法、家伝法、薬機法、獣医師法、獣医療法、家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</li><li>③ 開設者が法人であって、役員または使用人が②である場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 申請に係る施設の場所が風紀上不適切である場合</li><li>② 開設者が、絶対的欠格事由にある家畜改良増殖法以外の法令に違反し、罰金以上の刑に処せられた場合</li><li>③ 開設者が、家畜改良増殖法又はその命令に違反した場合</li><li>④ 開設者が法人であって、役員または使用人が②・③いずれかである場合</li></ul>

- **都道府県知事は、開設者が絶対的欠格事由又は相対的欠格事由に該当するに至ったとき、若しくは家畜改良増殖法やその命令に基づく処分に違反したときは、許可を取消し又は使用の停止を命ずることができる。**

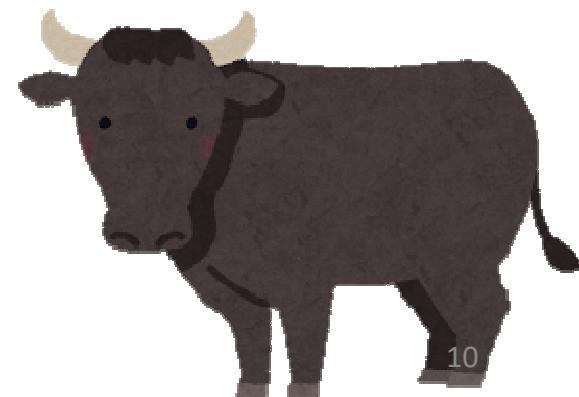
# 農林水産大臣による特定家畜人工授精用精液等の指定

## 第32条の2関係

農林水産大臣は、高い経済的価値を有することその他の事由により特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等を特定家畜人工授精用精液等として指定することができる。

今回の改正により、高い経済的価値を有するなどの理由から、特にその精液等の適正な流通を確保する必要があるものを、**特定家畜人工授精用精液等として指定**できるように措置されました。

※ **特定家畜人工授精用精液等の指定**については、告示で定めることとしています  
が、**和牛を基本として指定**する品種が検討されました。



# 特定家畜人工授精用精液等を 封入する容器への表示義務

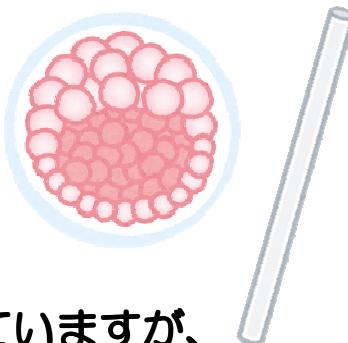
## 第32条の4関係

獣医師又は家畜人工授精師は、特定家畜人工授精用精液等を容器に収めたときは、当該容器に、当該特定家畜人工授精用精液等に係る種畜の名称その他の農林水産省令で定める事項の表示をしなければならない。

特定家畜人工授精用精液等の容器（一般的にはストロー）には、

- 容器に収容された精液等と証明書との同一性の確保と
- 不正な取引が発生した際の取引経路の迅速な特定

に資するため、種畜の名称等を表示することとされています。



※ 表示の具体的な内容については、省令で定めることとされていますが、

- 精液の場合は、種雄牛の名称と採取年月日など当該精液の生産者等を特定できる情報
- 受精卵の場合も同様に、当該受精卵の生産者等を特定できる情報（生産した家畜人工授精所を特定できる情報、受精卵証明書番号など）を表示することが検討されました。

# 特定家畜人工授精用精液等に 係る譲渡等の記録及び保存

## 第32条の5関係

家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等の譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失をしたときは、遅滞なく、譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失に関する事項を譲渡等記録簿に記載しなければならないとし、十年間保存しなければならない。

今回の改正により、家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等を譲受け（購入・仕入れ）、譲渡し（販売・提供）、廃棄や亡失したときに、その情報等を譲渡等記録簿に記載し、10年間保存する必要があります。



# 特定家畜人工授精用精液等に係る農林水産大臣の 是正命令・報告徴収

## 第32条の6関係

農林水産大臣は、特定家畜人工授精用精液等にかかる規制に違反した獣医師、家畜人工授精師又は家畜人工授精所の開設者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

今回の改正により、農林水産大臣は、特定家畜人工授精用精液等について、指定することとし、新たな規制等（容器への表示、譲渡等記録簿の記録）が設けられましたが、当該規制に違反した獣医師、家畜人工授精師又は家畜人工授精所の開設者に対し、農林水産大臣が、是正措置をとるべきことを命じることができるものとなりました。

## 第34条関係

農林水産大臣は、特定家畜人工授精用精液等に関する規定の施行に必要な限度において、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師、家畜の生産者その他の関係者から必要な事項の報告を求めることができるものとする。

今回の改正により、農林水産大臣は、特定家畜人工授精用精液等について、指定することとし、新たな規制等（容器への表示、譲渡等記録簿の記録）を設けられましたが、これらの施行に必要な限度において、各関係者から必要な事項の報告徴収を求めることができるものとなりました。

# 家畜人工授精所の運営状況についての報告義務 及び農林水産大臣への通知

## 第34条関係

家畜人工授精所の開設者は、毎年、当該家畜人工授精所の運営の状況を都道府県知事に報告し、報告を受けた都道府県知事は、特定家畜人工授精用精液等に関する事項について農林水産大臣に通知しなければならないものとする。

これまで、都道府県知事が家畜人工授精所の開設許可を出した後の管理等について、都道府県間に差があったことから、今回の改正により、都道府県知事が、開設許可を出した家畜人工授精所の稼働状況を毎年把握する仕組みが導入されました。

このうち、特定家畜人工授精用精液等については、特に管理する必要があることから、都道府県知事から農林水産大臣にその情報を通知する仕組みが導入されました。

※ 報告や通知の内容については、

- ・ 特定家畜人工授精用精液等については、譲渡等記録簿と同程度の内容
- ・ その他家畜の家畜人工授精用精液等については、稼働実態等の把握が省令で定められます。

# 不正流通の場合の農林水産大臣又は都道府県知事による回収・廃棄命令

## 第35条の4関係

農林水産大臣又は都道府県知事は、第14条の規定に違反して精液等を譲渡した者に対し、その譲渡した精液等の回収及び廃棄を命ずることができるものとする。

第14条に違反し、

- 封が無く又は家畜人工授精用精液証明書等が添付されていない精液等や
- 家畜人工授精所等で保存されていない精液等

について、

- 特定家畜人工授精用精液等の場合は、農林水産大臣が、
- その他畜種の精液等の場合は、都道府県知事が、  
当該精液等を譲渡した者に対し、その精液等の回収及び廃棄を命ずることができるものとされました。

これにより、精液等の不正流通、特にプローカー等による精液等の保持、転売等を抑止することが可能となります。

# 改正した罰則の概要①



<罰金50万円から100万円>

規制の根拠規定	違反行為	現行の罰則	改正後の罰則
第12条	家畜人工授精所等以外での精液・受精卵の処理・保存	50万円	100万円
第13条第4項	精液・受精卵の生産時の証明書の不添付	50万円	100万円
第14条	証明書が添付されていない精液・受精卵等の譲渡・利用	50万円	100万円
第35条の4 (新設)	精液・受精卵の廃棄回収命令違反	—	100万円

<罰金20万円から50万円>

規制の根拠規定	違反行為	現行の罰則	改正後の罰則
第9条第2項	種付台帳の記載義務違反	20万円	50万円
第15条第1項	家畜人工授精簿の記載義務違反	20万円	50万円
第32条の6 (新設)	ストロー表示、譲渡等記録簿に係る是正命令違反	—	50万円
第34条第1項、第3項、第4項	定期業務報告、報告徴求命令に係る虚偽報告等	20万円	50万円
第35条	立入検査の忌避等	20万円	50万円

## 改正した罰則の概要②



＜過料10万円から20万円＞

規制の根拠規定	違反行為	現行の罰則	改正後の罰則
第9条第3項	種付台帳の保存義務違反	10万円	20万円
第15条第2項	家畜人工授精簿の保存義務違反	10万円	20万円
第25条の2 (新設)	家畜人工授精所の変更・休廃止 届出義務違反	—	20万円

＜その他＞

- ・法人両罰の新設

現行では違反の行為者のみを罰することとしていましたが、法人又は人の代理として行われる行為について、当該法人又は人についても罰することとなりました。

## (参考) その他罰則の概要



### (参考1)

以下は、現行の水準（罰金100万円）を維持

- ・ 種畜検査に合格していない雄畜の利用、疾患を有している種畜の利用等  
【第4条第1項、第5条、第9条の2、第9条の3】
- ・ 無資格者による家畜人工授精、家畜受精卵移植  
【第11条、第11条の2】
- ・ 虚偽不正による家畜人工授精師の免許取得  
【第16条第1項】
- ・ 農林水産大臣の承認を受けない家畜登録事業の実施、規程変更  
【第32条の9】

### (参考2)

以下は、流通には直接関係しませんが、法秩序の観点で併せて引き上げ  
(罰金20万円→50万円)。

- ・ 種付証明書、精液採取証明書、授精証明書、移植証明書の交付拒否、  
免許証の提示拒否  
【第9条、第13条第8項、第22条】
- ・ 異常精液・受精卵に係る届出  
【第13条第7項】
- ・ 家畜人工授精師、家畜人工授精所の名称の不正使用  
【第21条、第30条】
- ・ 家畜登録機関の業務停止命令違反、虚偽報告等  
【第32条の12、第34条第2項】